～運営指導後の返還手続き等について～

運 　営　　指　　導

指導後自己点検開始

　　　　指導結果の通知(正式)

　　　　・実地指導から概ね1か月後に通知します。

　　　　実地指導の「是正改善項目状況報告書」の提出

　　　　・結果通知到達後、1か月以内に障がい者福祉課へ提出してください。

過誤申立の処理

・給付費の返還が生じる場合は、以下の流れで返還手続きを行ってください。

(1)提出書類【事業者→松江市】

　　過誤調整額報告書（様式１）

　　※処遇改善加算を算定している事業所は、処遇改善加算についての過誤調整も発生します。

(2)点検結果の確認【松江市】

　　①松江市以外の市町村に返還がある場合は、松江市から他市町村に情報提供を行います。

　　②「過誤申立」と「国保連への再請求」の処理については、松江市が内容確認後に、過誤調整額の確定通知（様式2－1）を送付しますので指示があるまで行わないでください。他市町村分についても、同様に松江市から指示があるまで行わないでください。

(3)過誤申立の提出【事業者→松江市】

　　〇障がい福祉サービス等費過誤申立依頼書の提出…対象市町村に対し、同月過誤で処理してください。

　　※運営指導による返還の場合は、申立事由コードの下２桁は「99」で記入してください。

　　　なお、松江市以外への過誤については支給決定の市町村へお問い合わせください。

(4)国保連へ再請求【事業者】

　　〇国保連からの振込みを確認してください。

(5)点検結果の報告【事業者→松江市】

　　〇自主点検による返還完了報告書を提出してください。

この件に関するお問い合わせ

松江市　障がい者福祉課　事業所管理係

TEL　　(0852)－55－5946

FAX　　(0852)－55－5309